



上尾市

農業委員会だより

第21号
令和6年8月

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694



藤倉農園



● 今号の表紙は大谷地区でトマト農園を営む藤倉さんです。

● 藤倉農園では化学肥料を使用しない、味にこだわった栽培を行っています。品種はサンロード。水やりをしないことで糖分が上がり、甘くなったトマトが採れます。収穫されたトマトは市内のスーパー等でも販売されています。



暑中お見舞い
申し上げます

上尾市農業委員会
会長 今川 修一

皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より農業委員会の活動に対し、皆さまのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

昨今の農業を取り巻く環境は、農家世帯の高齢化や後継者不足、円安等による物価の高騰など、様々な不安に晒されております。

また昨年は「最も暑い夏」とも呼ばれる異常気象により、耕作において大変な苦勞をされた方も多かったのではないのでしょうか。今年の夏も、昨年に引き続き酷暑が予想されています。皆さまにおかれましては十分に体調に気をお配りください。

さて、そんな中ではございますが、上尾市では「地域計画」の策定など将来に向けた取り組みを農業委員・農地利用最適化推進委員会を中心に推進し、地域の皆様と協力して上尾の農業を盛り上げて参ろうと考えております。何卒、ご理解とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

また私たち農業委員・農地利用最適化推進委員としまして、今後とも地域の身近な相談役としての役割を再認識し、積極的に活動していきたいと思っております。

令和6年度 農業経営及び農地利用状況に関する調査 (8.1調査) にご協力ください!

毎年8月1日を基準に調査を実施しています。
同封の記入例をご確認のうえ、ご記入をお願いします。

調査票の提出は
8月30日(金)まで

調査の目的

毎年、世帯員や農地などの状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化(農地の貸借や売買等)の促進・各種証明書発行の際の基礎資料として役立てます。

調査対象者

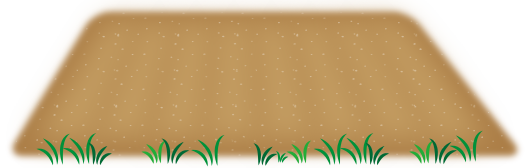
農地を10アール(1,000㎡)以上所有している世帯
または、生産緑地を所有している世帯

提出方法

調査票に押印のうえ、同封の返信用封筒に入れて8月30日(金)までに農業委員会事務局へ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりせず、二つ折りのまま返送してください。

なお、「貸したい」「売りたい」意向があり、公開に同意いただいた農地につきましては「買いたい」「借りたい」意向がある方に一覧として公開します。

※氏名・住所は公開されません。



農業者年金に 加入しませんか

加入するとメリットがたくさん!

加入要件

年間60日以上農業に従事する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)の方、又は60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者の方

- ◆ 少子高齢化時代に強い、積み立て方式・確定拠出型
- ◇ 月額20,000円~67,000円の間で、1,000円単位で保険料を自由に決めることができます
- ◆ 終身年金で、80歳までの死亡一時金が出ます
- ◇ 保険料は社会保険料控除の対象になります
- ◆ 保険料の国庫補助があります

こんな方におすすめ!
・農家の後継者
・農業経営者の奥さん
・早期退職後に農業を始めた方など



詳しくは、**農業者年金HP** (<http://www.nounen.go.jp>)へ

🔍 農業者年金

検索

農地パトロールを行います

農業委員会は、農地法第30条第1項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行っています。これは、荒廃が著しい農地や、無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消等を目的に行うものです。

調査の結果、耕作されていない農地については、その所有者に対しその後の利用意向を調査し、農地情報としてインターネットにより公表し、農地として利用するよう促します。

今年も8月から10月にかけて地区ごとに実施します。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



パトロール実施者は、**緑色の帽子と腕章**を身に付けています

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う新たな委員を推薦・公募します。

【任期】 令和7年4月から3年間

【農業委員の主な業務】

- ①総会（毎月25日頃）への出席
- ②農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ③農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ④農地利用の最適化の推進に関する指針を作成・変更
- ⑤農地の利用状況調査、あっせん、荒廃農地の発生防止・解消、新規就農者の掘り起こし

【農地利用最適化推進委員の主な業務】

- ①総会（毎月25日頃）への出席
- ②農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ③農地の利用状況調査、あっせん、荒廃農地の発生防止・解消、新規就農者の掘り起こし
- ④農地中間管理機構との連絡調整

※両委員共に必要に応じて研修会等に参加していただく場合があります。

【受付期間】

令和6年10月1日(火)から令和6年10月31日(木)まで

詳しくは農業委員会事務局までお問合せください。



上尾の新規就農者



ネギマファーム
5月から新規就農し、株式会社Negimafarmの代表として農業を営む上平地区の松田さん取材しました。夫婦二人の二人三脚で法人を立ち上げ、現在は白ネギを中心に栽培を行っている松田さん。農業法人で経験を積んでからの独立でしたが、新規就農で特に苦労したのは条件に見合う農地の取得だったとのこと。他市の農地も視野に入れつつ、最終的に現在の農地に行き着いたのは地元農家の厚意とサポートによるものだったそうです。

「農地はまだ募集中心」と熱意を示す松田さん。今後は、従業員の雇用と経営規模拡大を行い、白ネギの産地化を目指しながらサトイモや夏野菜にも力を入れていく予定とのこと。取材に対し松田さんは「上尾の農業をもっと盛り上げたい。多くの特産品や名産が上尾から生まれるようにしたい」とこれからの目標を熱く語りました。



白ネギの直売所
次回販売は10月頃から



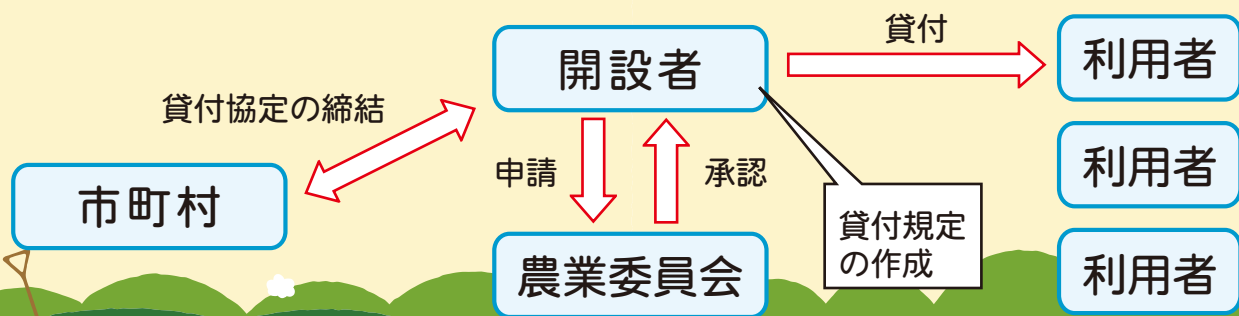
↑「Negimafarm」
Instagram



市民農園を開設してみませんか

農家の高齢化や後継者不足により農地の遊休地化が進行している昨今ですが、そんな今、首都圏を中心に農家が開設する「市民農園」が注目されています。

市民農園を開設すると、農地所有者が経営者となり周辺住民に耕作（区画貸し）してもらい、利用料金として収入を得られるようになります。農地法の権利移動の許可が不要で、農地を農地のまま維持できるというメリットがあり、上尾市では既に10農園が開設されています。



詳細を知りたい方、ご興味のある方は農政課（市役所本庁舎5階、TEL:775-7384）まで

「地域計画」に向けた講演会のお知らせ

問合せ：農政課（TEL:775-7384）

講師として全国農業会議所の専門相談員である澤畑佳夫氏をお招きし、各地域の農地活用のため、地域の農業者が農地将来像をつくる「地域計画」に向けた講演会を開催します。参加費無料・事前予約不要です。

日時：8月17日(土) 10時～12時 場所：あげお富士住建ホール(文化センター)
対象：市内の市街化調整区域に農地を所有する人。定員150人。

新井 幸夫
平野 修一
小川 好次
内田 栄作
今川 修一

農業委員会だより
第21号編集委員